

1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 財団法人 四日市市まちづくり振興事業団
教育委員会博物館（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 事前調査期間 平成24年1月18日から平成24年2月6日まで
- 4 監査期間 平成24年2月 7日
- 5 監査対象年度 平成22年度
- 6 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- 7 監査方法 四日市市楠歴史民俗資料館の指定管理者である財団法人四日市市まちづくり振興事業団に対して、公の施設の管理運営に係る平成22年度における出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。
また、所管所属である博物館に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名 称	財団法人 四日市市まちづくり振興事業団
代 表 者	理事長 小菅 弘正
住 所	四日市市本町9番8号

2 指定管理の内容

施 設 名	四日市市楠歴史民俗資料館	
所 在 地	四日市市楠町本郷 1068 番地	設置年月：平成17年4月
指定管理期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日	
指定管理料	6,809,000円（平成22年度）	
指定管理に係る収支状況	収入	6,941,222円
	支出	6,892,715円
	収支	48,507円
利 用 実 績	年間利用者数（年間）	
	平成20年度（直営）	6,397人
	平成21年度	7,634人
	平成22年度	6,829人

3 指定管理の業務範囲

- ア 入館等の制限、公開使用の許可、公開使用許可の取消し等に関すること。
- イ 利用料金の徴収、還付に関すること。

ウ 資料館の施設、設備等の維持管理に関すること。

エ その他、資料館の運営に関して必要と認める業務に関すること。

4 収支状況

単位：円

項目	実施計画(a)	実績額(b)	比較増減(b) - (a)
利用料金収入	16,000	18,900	2,900
指定管理料	6,809,000	6,809,000	0
事業収入	60,000	106,760	46,760
雑収入	0	6,562	6,562
収入計	6,885,000	6,941,222	56,222
人件費	4,035,000	3,776,997	258,003
管理費	2,430,000	2,383,184	46,816
消耗品費	100,000	94,682	5,318
印刷製本費	72,000	107,940	35,940
光熱水費	333,000	366,073	33,073
修繕料	143,000	7,350	135,650
通信運搬費	152,000	153,815	1,815
保険料	5,000	2,800	2,200
委託料	1,525,000	1,569,050	44,050
賃借料	100,000	81,474	18,526
事業費	246,000	263,234	17,234
一般管理費	50,000	469,300	419,300
支出計	6,761,000	6,892,715	131,715
収支	124,000	48,507	75,493

第3 監査の結果

監査の対象とした四日市市楠歴史民俗資料館の指定管理者：財団法人四日市市まちづくり振興事業団に対する公の施設の管理に係る平成22年度における出納その他の事務の執行状況及び同法人に対する所管所属の指導状況等について監査した結果、次のとおり注意、是正又は改善を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、改善等を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

なお、改善等の措置を講じられたときは、遅滞なく報告されたい。

ただし、平成24年4月からは直営管理となるので、当法人からの報告は求めない。

1 指摘事項

【財団法人 四日市市まちづくり振興事業団】

(1) 職員配置について

基本協定書第16条の規定では、現場管理者を選任し、資料館に常駐することになっているが、常駐していなかった。資料館の職員が1名の勤務体制であるので、内部牽制体制の確保の観点からも、現場管理者を資料館に常駐させ、適正な管理監督を行うこと。 【是正事項】

【博物館】

(1) 貸与備品の管理について

貸与備品について、定期的の実査しているとの説明であったが、その記録が文書で保存されていなかった。実査を行った記録(日時、立会者、数量など)を文書にして保存すること。

【是正事項】

2 意見

【財団法人 四日市市まちづくり振興事業団】

(1) 事務引継ぎについて

事務引継ぎにあたっては、市民の施設利用に支障がないよう、十分な期間の確保や意思疎通を図り、円滑に行うこと。 【要望事項】

【博物館】

(1) 市民サービスの確保について

直営管理となるが、引き続き、これまでの市民サービスを確保するとともに、今後は、博物館としてのノウハウを活用し、創意工夫や経営改善を図り、市内全域さらには市外からの来館者や利用団体の一層の増加に取り組むこと。 【改善事項】

(2) 今後の管理運営について

過去の収支状況を費目別に内容を把握し、業務の実態の理解や改善点の発見に努め、より充実した管理運営を行うこと。 【改善事項】